

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会  
山形県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度運営要領

第1 要領の目的

「社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、社会福祉法人山形県社会福祉協議会（以下「山形県社協」という。）が実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度における事務処理要領その他必要な事項を定め、当該制度の円滑な運営に資するものとする。

第2 貸付対象者について

貸付対象者は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者であり、かつ、原則として山形県に住民登録をしている者であって、養成機関修了後山形県内において要綱第8の1に規定する業務に従事しようとする者とする。

なお、原則として、貸付対象とする者が業務に従事する区域を山形県内に限定するものとする。

第3 貸付金の限度について

訓練促進資金は、養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金の他参考図書、学用品、交通費等に充当するものであるため、貸付金については、要綱第4の2に定める金額の範囲内であれば入学金等養成施設等に対する納付金の額の如何を問わず、本人の希望する額を貸し付ける。

第4 貸付金の交付方法について

貸付金の交付は、一括で行うものとする。

第5 貸付契約の解除について

要綱第7の1に規定する「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき」とは、次の各号の1に該当する場合をいう。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) その他訓練促進資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

第6 返還の債務の当然免除について

- (1) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、山形県社協会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合、要綱第8の1及び第9の2に規定する「養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日」を、「養成機関を修了した年度の翌年度の資格取得した日」と読み替えて差し支えないものとする。

(2)要綱第8の1、第9及び第10の1の(2)に規定する「他種の養成機関等」は、介護福祉士指定養成施設等卒業者の場合は社会福祉士指定養成施設等、社会福祉士指定養成施設等卒業者の場合は介護福祉士指定養成施設等であること。

(3)要綱第8の1、第9及び第10の2の(2)に規定する「その他やむを得ない事由」は、要綱第8の1に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

#### 第7 返還の債務の裁量免除について

(1) 要綱第11の1及び2に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用するものとする。

また、要綱第11の3に規定する返還の債務の裁量免除は、本貸付事業が要綱第8の1に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく、借受人の状況を十分把握のうえ、個別に適用するものとする。この場合、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しないものとする。

(2) 裁量免除の額は、要綱第8の1に規定する業務に従事した年数を5で除した数値を、貸付額に乗じて得た額とする。

#### 第8 会計経理について

山形県社協は、要綱第13の規定により会計経理を明確にするものとする。また、当該会計については、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の貸付事業実績報告書を作成し、山形県知事に報告するものとする。

#### ( 附 則 )

この要領は、平成28年9月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。